

令和7年度開始月別／コース別認定数

上半期

訓練開始月		合計	通常枠								eラーニングコース枠			
			基礎コース (人)			実践コース (人)					実践コース (人)			
年	月			実績枠	※1 新規枠	全国共通分野			その他	※1 新規枠	※4	実績枠	新規枠 ※1	
						介護系	医療事務系	※3 デジタル系						
令和7年	4月	205	190	25	25	※2	165	25	15	30	80	15	15	※2
	5月	140	125	25	25	※2	100	25	※2	20	40	15	15	※2

- ※1 新規参入枠については、基礎コース、実践コース共に分野共通枠とし、基礎コース30%、実践コース10%の範囲内で設定します。
- ※2 認定定数については(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部(075-951-7392)にお問い合わせください。
  1. 通常枠、eラーニングコース枠ともに同一認定単位期間において、実績枠の申請定員数が定員設定数を下回り余剰が生じた場合、当該余剰定員数を年度認定枠の30%を上限値として新規枠に振り替える場合があります。
  2. 通常枠、eラーニングコース枠ともに同一認定単位期間において、新規枠の申請定員数が定員設定数を下回り余剰が生じた場合、当該余剰定員数を実績枠に振り替える場合があります。
  3. 通常枠について、同一認定単位期間において、実践コースの介護系、医療事務系、デジタル系の各分野の申請定員数が定員設定数を下回り定員枠に余剰が生じ、「その他」枠に定員枠以上の申請があった場合、当該余剰定員数を実践コースの「その他」枠に振り替えます。
  4. 認定数が定員設定数を下回り余剰が生じた場合、翌月以降の認定単位期間に繰り越される場合があります。
  5. 第4四半期以降については認定コースの定員数が少なかった場合の繰り越し分、及び中止コースの繰り越し分について、通常枠・eラーニングコース枠間の振替や、基礎・実践間の振替、実践コースの他分野への振替を可能とします。
- ※3 デジタル系については、「IT分野」に「デザイン分野」のうち「WEBデザイン系コース」を加えたものです。
- ※4 eラーニングコース枠については、新規枠、実績枠ともに分野全体の共有枠とします。
- ※5 毎月の認定申請期間における1実施機関認定申請数について、基礎、実践及び分野に限らず1コースを上限とします。

※令和7年度予算成立前であり、今後の情勢次第では変更があり得る可能性があります。

【求職者支援訓練分】

【開始月別日程】

京都労働局職業安定部訓練課

訓練開始			訓練認定申請期間		受講生募集期間		訓練選考日時等	
年	月	日	受付開始	受付終了	募集開始	募集終了	選考日	通知日
令和7年	4月	15日	1月6日(月)	1月20日(月)	2月27日(木)	3月25日(火)	3月28日(金)	4月2日(水)
	5月	15日	1月22日(水)	2月4日(火)	3月27日(木)	4月21日(月)	4月24日(木)	4月30日(水)

